

入札公告（測量・建設コンサルタント等業務）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本入札に係る契約締結は、令和5年度補正予算が示達され、繰越に係る申請が承認された場合とします。

令和6年1月19日

分任支出負担行為担当官

福島森林管理署白河支署長 佐藤 健司

1 業務概要

(1) 入札番号 第1号

(2) 業務名 湯本地区山腹工測量・設計業務（R5補正）

(3) 業務場所 福島県岩瀬郡天栄村大字湯本字二俣国有林1152イ林小班

(4) 業務内容 治山工事に係る山腹工0.15ヘクタールの調査設計

なお、詳細は別途示す「業務費内訳書等」のとおり（下記の7の配付資料からダウンロードすることができます。）

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年8月30日

(6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う業務である。

なお、電子入札によりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本業務は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

(8) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

また、調査基準価格を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

(9) 本業務は、予定価格が100万円を超え1,000万円未満の場合、落札価格が業務品質確保の観点から福島森林管理署白河支署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

(10) 予定価格が500万円を超える業務について、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った入札が行われた場合、技術提案に関する事項の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案に関する事項の「履行確実性」についても評価の対象とする業務である。

(11) 本業務は、令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び令和5年12月から適用する資材単価等を適用している。詳細は関東森林管理局ホームページを参照すること。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/tisan/140418.html>)

(12) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。
- (3) 令和5・6年度の関東森林管理局における測量・建設コンサルタント等に係る建設コンサルタントA等級、B等級又はC等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年度間に元請として、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長又は治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第4の3に規定する業務成績評定表の総合評定点（以下「評定点合計」という。）が60点未満のものを除く。

同種業務：治山事業における山腹工、溪間工及び地すべり防止工事に係る調査・測量及び設計業務（森林管理局長等以外の発注業務を含む。）

- (6) 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した業務で、当該業務と同種業務のうち、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年度間に完了し、業務成績評定を実施している場合においては、すべての同種業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。
- (7) 本業務に係る技術提案書が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない場合又は技術提案書の提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又は、次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法108条第2項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。

(ウ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者。

(エ) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（技術士補、RCCMの資格を有する者。）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。

イ 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年度間に完了・引き渡した、上記(5)に掲げる同種業務において管理技術者、照査技術者及び担当技術者のいずれかに従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務の業務実績は、森林管理局長等が発注した同種業務のうち、業務成績評価を実施している場合にあっては、業務成績評定点及び管理技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが60点未満のものは除く。

ウ 下記の3に示す申請書等の提出日に直接的な雇用関係がある者であること。

- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。
- (11) 調査基準価格又は、品質確保基準価格を下回る価格により契約を締結した場合、入札説明書17又は18で示す受注者の義務を履行できる者であること。
- (12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和6年1月22日から令和6年2月2日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。

イ 場所：〒961-0074

福島県白河市郭内128-1

福島森林管理署白河支署 総務グループ 総括事務管理官

電話 0248-23-3135

メールアドレス：ks_shirakawa_postmaster@maff.go.jp

ウ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。

なお、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、イの場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること（提出期限必着。）。

- (3) 申請書等は、入札説明書及び技術提案書作成要領に基づき作成すること。

（技術提案書作成要領及び申請書等の各様式は、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができます。）

- (4) (2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価の方法

ア 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、(2)に定める各評価項目における評価点の合計とし、技術提案等の内容により最大60点を与える。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が60点とならない場合は、採点結果得点を60点満点に換算する。

よって、技術点の最大が64点であることから、得られた技術点に60/64を乗じた数値

を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除して得た数値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分30点を乗じて得た値とする。

価格点＝入札価格に対する得点配分×（1－入札価格／予定価格）

ウ 総合評価は、入札者の申込みに係る技術点及び価格点の合計点による「評価値」をもつて行う。

評価値＝技術点＋価格点

(2) 技術提案書の評価

ア 技術提案の審査にあたっての評価項目を以下のとおり示す。

(ア) 配置予定管理技術者の経験及び能力に関する事項

技術者資格、同種業務の実績、過去に担当した同種業務の成績、技術者の専任性、継続教育

(イ) 企業の実績、能力及び信頼性に関する事項

低入札価格調査基準価格等を下回る価格による同種業務の受注実績及び業務成績評定点、過去に受注した業務の成績、優良業務表彰及び調査等業務（大規模災害）の受注実績、信頼性、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業等

(ウ) 業務の実施方針に関する事項

業務理解度、実施手順の妥当性

(エ) 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度、社会的要請

イ 技術点の配点は、アの(ア)については25点、(イ)については14点、(ウ)については10点、(エ)については15点とする。

ウ 技術提案に関する事項の履行確実性に関する評価

技術提案に関する事項の履行確実性を評価する場合の基準は、関東森林管理局ホームページ「総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>）の「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法によるものとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によると当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、次の要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等が仕様書等に示す要求をすべて満たしていること。

イ 上記アにおいて評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局：上記3の(2)のイと同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明書等は下記7の配付資料等からダウンロードすること。

なお、やむを得ない事情により紙入札を予定している者等には下記により交付する。

ア 交付期間：令和6年1月19日から令和6年3月4日まで（休日を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。

イ 方法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/nyuusatu-info.html>)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の開始は、令和6年2月29日9時00分、締切は令和6年3月5日10時00分とする。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

イ 紙入札方式により競争入札に参加する場合は、令和6年3月5日9時50分から10時00分までに福島森林管理署白河支署入札室へ持参すること。

ウ 開札は、令和6年3月5日10時00分に福島森林管理署白河支署入札室にて行う。

エ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

オ 入札参加者は、「関東森林管理局署等競争契約入札心得」並びに「暴力団排除に関する誓約事項」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 その他留意事項

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除する。

イ 契約保証金：納付するものとする。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。

また、公共業務履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(3) 入札の無効

入札説明書の「14入札の無効」によるものとする。

(4) 契約書作成の要否：要

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3の(2)のイと同じ。
- (6) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2の(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (7) 技術提案書の内容のヒアリング
技術提案書の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (8) 技術提案に関する事項の履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
- (9) 本業務は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知））による。
- (10) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。
- (11) 現場説明は行わない。なお、現場案内についても行わない。
- (12) 詳細は入札説明書による。

7 配付資料等

- (1) 業務請負契約書（案）
- (2) 入札説明書（個別）
- (3) 業務費内訳書
- (4) 特記仕様書
- (5) 現場説明書
- (6) 位置図等
- (7) 公表用設計書

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。